


令和4年度 電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金について



制度の概要

令和4年9月9日に政府で開催された「物価・賃金・生活総合対策本部」において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯あたり5万円を支給する方針が示されました。これに伴い、国の全額負担により、当該世帯に対し、「令和4年度 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下、給付金）」を支給するものです。

給付金の支給額

- ・1世帯あたり5万円（1回限り）
- ※この給付金は、令和3年度又は令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯も、今回の支給要件を満たす場合は、支給対象となります。

対象世帯

- 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯**
 基準日（令和4年9月30日）に朝日町に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和4年度分の住民税均等割が課されていない世帯が対象です。ただし、住民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯、及び租税条約による免除の届出によって住民税均等割が課されていない者を含む世帯は対象外です。
 なお、令和4年度分の住民税は令和3年中（1月から12月）の収入に対して賦課されています。
- 令和4年1月以降の家計急変世帯**
 上記1（令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯）に該当する者以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（ア・イ）が対象です。ただし、住民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯、及び租税条約による免除の届出によって住民税均等割が課されていない者を含む世帯は対象外です。
 - ア. 同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の住民税均等割が課されている者全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯
 - イ. 1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯

<非課税相当額参考>

給与収入の場合（朝日町の目安）		
家族構成例	合計所得 <非課税限度額> (万円)	給与収入 <非課税相当限度額> (万円)
単身または扶養親族がいない場合	38.0	93.0
配偶者など扶養親族（計1名）を扶養している場合	82.8	137.8
配偶者など扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8	168.0
配偶者など扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8	209.7
配偶者など扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8	249.7
寡婦、ひとり親、障害者の場合	135.0	204.3

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。